

「中部モノづくり海外進出企業の定着および現地販路開拓支援プロジェクト」における 「ベトナム環境ビジネス商談会」に係る専門家の公募

2015 年 7 月 6 日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副 理 事 長 宮 本 聡

日本貿易振興機構名古屋貿易情報センター（以下、「ジェトロ名古屋」という）は中部経済産業局および国際協力機構中部国際センター（以下、「JICA 中部」という）と連携し、東海地域の重点産業の 1 つである環境産業（水処理、廃棄物処理・リサイクル等）のベトナム向けビジネス展開支援事業を実施しています。その一環として 12 月に現地で開催する商談会の成果を高めるため、当該事業に参加する中堅・中小企業の活動を支援する専門家（以下、「専門家」という）を募集します。

ご関心をお持ちの方は、下記公募内容をご確認の上、ご応募ください。

記

1. 事業目的

ジェトロ名古屋はベトナムの経済発展に伴い深刻化する環境課題の解決および日本企業が保有する当該産業分野に係る特許技術を活用した海外マーケット開拓支援を目的に、中部経済産業局、JICA 中部と共催してベトナム南部で環境分野の商談会を実施する。また、現地地方政府や管轄公社等との意見交換を通じビジネス基盤の構築および現地環境ビジネス等への参入機会の創出を図る。

同事業を円滑に進めるため、ベトナムでのビジネス展開に習熟した専門家を配置し、参加企業の活動支援を行う。

2. 委託業務内容

環境分野における中堅・中小企業の対ベトナムビジネス支援

- ① 参加企業への個別企業訪問による商談会事前準備等に向けた助言（現地企業との商談における注意点等）および企業データ収集・取りまとめ。
- ② 参加企業の対ベトナムビジネス展開に向けたアドバイス。
- ③ 事前渡航による現地関係機関等との意見交換会、商談会に関する打合せ、調整業務。
- ④ 現地商談会における参加企業向け商談サポート、ビジネス指導。
- ⑤ 現地地方政府との意見交換会における提言、助言。
- ⑥ 商談実施後のフォローアップ指導、商談進捗情報収集。

3. 募集人数

1 名

4. 活動日程および期間

(1) 海外業務

- ① 事前調整：9 月頃（5 日間程度）
- ② 現地商談会同行：12 月頃（5 日間程度）

(2) 国内業務

企業訪問：契約期間内に随時実施（事後、個別相談フォローアップを含む）

5. 報告書の提出

【海外業務】

- (1) 海外派遣後（①事前調査、②現地商談会同行）、現地活動報告書を帰国から 4 週間以内に提出。
- (2) 海外派遣後（①事前調査、②現地商談会同行）、ジェトロが開催する現地活動報告会において報告を行う。

【国内業務】

- (1) 上記 2 の①、②、⑥に係る月次業務報告書を毎月ジェトロが指定する日までに提出。
- (2) 活動にかかった交通費の立替え分について請求書を毎月ジェトロが指定する日までに提出。
- (3) 業務完了報告書を 2016 年 3 月 25 日（金）までに提出。

6. 派遣先国

ベトナム社会主義共和国

7. 契約形態

ジェトロと本人（または所属企業・団体等）が業務委託契約書を締結する業務委託方式

8. 契約期間

契約締結日～2016 年 3 月 25 日（金）

9. 応募条件

- (1) 事業に必要とされる専門性と応募者の専門分野が合致していること。
- (2) ベトナムでの実務経験が 5 年以上あること。
- (3) ベトナムへの企業展開支援実績が 7 件以上あること。
- (4) 健康状態が良好であり、業務を遂行する上で支障がないこと。
- (5) 日常会話程度の英語力があること。
- (6) 応募者に所属先がある場合は、所属元の了解が得られていること。
- (7) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (8) 本事業及び他のジェトロ事業で派遣実績のある場合、派遣期間中に指導内容、指導姿勢等に重大な問題、または事務手続き、業務報告等に重大な問題を起こしていないこと。

10. 委託費および旅費等の経費支払

(1) 海外業務

- ・ジェトロの規程に基づき、謝金（海外派遣期間）20,000 円／日（不課税）、謝金（派遣前準備期間・派遣後整理期間として前後 1 日分）19,048 円／日（税別）、出張旅費（日当・宿泊料）および本邦・当該国間の往復航空券（現物）を支給する。

(2) 国内業務

- ・1 時間あたり 4,762 円（税別）とし、原則として契約期間中で実働 70 時間を超えないこと。
- ・毎月、月次業務報告書の提出を受けて実労働時間に対して 1 時間あたり 4,762 円（税別）の時間給（15 分単位、未満は切捨て）で支払う（移動時間は加算されない）。
- ・交通費は、ジェトロ規程に基づいて毎月提出頂く経費報告書を確認の上で支給する。

(3) 留意事項

採択者が課税事業者である場合は、契約時に以下の書類を提出してください。

- ① 「課税事業者届出書」（写）または「課税事業者選択届出書」（写）
 - ② 納税証明書（その 3：消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明）、又は、課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書（写）
- ・採択者が免税事業者である場合は「消費税及び地方消費税」を契約金額に上乗せして契約することはできませんのでご注意ください。
 - ・なお、契約途中で課税事業者、免税事業者のステータスが変わった場合は、遅滞なくジェトロにご連絡をいただくようお願いします。

11. 応募方法および選考

- (1) 公募期間：2015 年 7 月 6 日（月）～2015 年 7 月 17 日（金）12：00

(2) 選考手順

- ① 応募書類（別添：①、②）に記入の上、2015 年 7 月 17 日（金）12：00 までに電子メールで提出（郵送の場合は同期限までに必着のこと）。
- ② 書類選考の後、面接を経て採否を決定します。（日時は別途連絡、原則名古屋事務所にて。面接にかかわる交通費は支給しません）。
- ③ 選考結果については採否のみを応募者本人に通知（採否理由はお答えできません）するとともに、採択者をジェトロ・ホームページ上で公表します（個人名は除く）。提出書類は返却しません。

(3) 選考基準

- ① 事業の目的や趣旨、必要性や達成すべき目標を十分に理解していること。

- ② 上記 9(1)～(8)の応募条件に合致し、現地企業との商談における留意点等の知識を有し、ビジネス支援経験があること（当該国以外の海外駐在、支援経験があればなおよい）。
- ③ 日本企業のニーズや技術力を的確に理解し、現地商談会、意見交換会のサポートが出来ること。
- ④ コミュニケーション能力や協調性を有していること。

12. その他特記事項

- ・本事業における委託業務はベトナム企業と日本企業のビジネス促進における中立的役割を担うものである。
- ・本事業において知り得た情報や事業遂行上作成した資料（技術指導に関する資料、報告書等）の知的所有権および事業成果はジェトロに帰属する。また、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行すること。
- ・事業に係る予算等の都合により、派遣時期・活動期間・活動国の変更、契約期間の変更や契約金額の変更または契約の解除が生じる場合がある。
- ・委託業務の全てもしくは一部を第三者へ再委託することを禁じる。

13. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、専門家選定および業務委託に係る諸手続きのために利用します。

14. 問い合わせ先・書類提出先（担当部課）

ジェトロ 名古屋事務所（担当：藤原、畠、細川）

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター18 階

E-mail：nag@jetro.go.jp

※電話、FAX での問い合わせはお受けしませんので何卒ご了承ください。

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への O B の再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）